【帯広市立啓北小学校父母と先生の会会則（案）】　令和４年１月

【　第１章　　総　則　】

第１条　（名　　称）　本会は『帯広市立啓北小学校父母と先生の会』と称する。

第２条　（目　　的）　本会は、父母と教職員が児童の健全な成長に対する責を負うものとして、互いに協力し本校の教育の発展と充実を図ることを目的とする。

第３条　（事　務　局）　本会の事務局は帯広市立啓北小学校（以下「学校」）に置く。

第４条　（会　　員）　本会の会員は、次のうち、本会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望する者とする。

１　本校に在籍する児童の保護者（父母またはこれに代わる者）
２　本校に常時勤務する教職員

（入　退　会）　本会への入・退会を希望する者は、それぞれ「加入届」「退会届」を提出する。

第５条　（事　　業）　本会の目的を達成するために、次の事業を行う。ただし、原則として総会で決定された事項に基づき、会員の自主的な参加を募る。

１　啓北小学校の教育活動に対する理解と協力
２　児童の健全育成、福利、厚生、安全環境に関すること
３　会員相互の健康増進、教養向上及び親睦に関すること
４　会員相互の理解を深める広報活動に関すること
５　その他、目的達成に必要と認められること

【　第２章　　機関・役員　】

第６条　（総　　会）　総会は本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、議長は出席会員より選出する。

第７条　（総会の開催）　定期総会は、毎年４月に開く。但し会員の３分の１以上及び役員会が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第８条　（議　　決）　総会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数のときは議長が決める。

第９条　（役　員　会）　本会に役員会を設ける。役員会は会務の必要事項について審議する。役員会の議長は会長が務める。

第１０条（役員会の構成）　役員会は正・副会長、監査及び各プロジェクトリーダーと事務局とで構成する。役員会は会長が招集する。

~~第１１条（常任委員会の開催）　常任委員会は、各学級６名、教職員若干名の選出委員と、正副会長、監査、事務局で構成し、次期総会までの決議機関であり、また本会の執行機関として総会に対し責任を負う。~~

第１１条（役　　員）　本会に次の役員を置く

会長１名、副会長２名、監査若干名、プロジェクトリーダー各１名
事務局若干名。

第１２条（役員の選出）　会長、副会長、監査は、総会で選出する。その方法は細則による。
事務局は、会長が委嘱する。
プロジェクトリーダーは各プロジェクトの実行委員に立候補した者の中から互選する。

第１３条（役員の任務）　会長は本会を代表して会務を総括するとともに、啓北小学校コミュニティ・スクール協議会に参加する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
監査は、業務並びに会計を監査する。
プロジェクトリーダーはプロジェクトの企画・推進をリードするとともに三役との連携を図る。事務局は、庶務、会計を処理する。

第１４条（校　　長）　校長は、学校運営の立場から、第２章の機関に出席し、意見を述べることができる。

第１５条（任　　期）　役員の任期は１年とする。但し、再任は妨げない。

第１６条（プロジェクト）本会の事業を推進するため、プロジェクト実行委員会を設ける。ただし、会員の中から５名以上の協力が得られない場合、そのプロジェクトは組織せず、事業を実施しない。

第１７条（実行委員会）　各プロジェクト実行委員会の構成、役員体制等の詳細はプロジェクトリーダーを中心に協力者と協議して決める。

【　第３章　　会　計　】

第１８条（会　　計）　本会の会計は、一般会費その他の収入による。会費の額は別に定める。
途中入会・退会の場合の対応は別に定める。

第１９条（予算・決算）　本会の予算・決算は、総会の承認を得なければならない。

第２０条（会 計 年 度）　本会の会計年度は、４月１日より翌年３月３１日までとする。

【　第４章　　雑　則　】

第２１条（会則の改廃）　会則の改廃は総会の議決を経なければならない。

付　　則　　本会則は、昭和５８年５月８日より施行する。
細則の施行は昭和５８年５月８日とする。

昭和６２年４月１９日一部改正
平成　８年４月２１日一部改正
平成　９年４月２０日一部改正
平成１１年４月１８日一部改正
平成１２年４月１６日一部改正
平成１３年４月２２日一部改正
平成２２年４月１８日一部改正
令和　４年１月〇〇日一部改正

【細　　則】

『役 員 候 補 者　検　討　委 員 会』

第１条　１　この会の役員選出のため、役員候補指名委員会（以下指名委員会という）を設ける。
２　検討委員会は、前年度の役員、プロジェクトリーダー、教職員の代表２名で構成し、正副会長、監査、プロジェクトリーダー候補者を検討の上、選出する。
３　検討委員会の運営は次のとおりとする。
①　検討委員会は総会の１５日前までに会長が招集する。但し会長は議事に参加しない。
②　委員の互選により、正副委員長並びに書記を決める。
③　本人の承諾を得て、総会の３日前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
④　総会において、委員長より候補者を指名して委員会の任務を終える。

『弔 慰 表 彰 の 規 定』

第２条　会員並びに児童、及び会員の同居家族が死亡した場合においては、香料及び弔電をおくり霊を弔うものとし、会員に対する弔慰・表彰等は次の場合とする。
１　弔　慰
①　会員・児童が死亡したとき　　～　５、０００円と弔電
②　会員の同居家族が死亡したとき　～　３、０００円
③　その他、必要と認められたときは、会長・副会長の合議による。
２　表　彰
次の事項に該当の場合、役員会の合議を経て行うものとする。
①　本会役員として５年以上の勤続者
②　この会に特に功労のあった者

第３条　本細則の改定は、会則に反しない限り、常任委員会で決定することができる。

昭和５８年５月　８日施行
昭和５９年４月２２日一部改正
昭和６１年４月２０日一部改正
昭和６３年３月３１日一部改正
平成　９年３月１１日一部改正
平成１０年３月１０日一部改正
平成１３年３月１３日一部改正
令和　４年１月〇〇日一部改正